

議案第 29 号

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

三次市長 福岡 誠志

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）

三次市陶芸学習舎設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 203 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。